

第3節 再審査事件の概況

1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和5年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越30件と新規申立て19件を合わせた49件で、そのうち、令和5年12月末までに、18件が終結した（第9表）。

2 再審査事件の終結状況

終結した18件は、棄却が6件、全部変更が1件、一部変更が1件、和解認定が9件、取下が1件であった（第9表）。

第9表 再審査事件一覧

(1) 前年からの繰越事件 (30件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	E事件 (21年度一時金等)	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1・2・3
3	E事件 (再雇用)	23不31 H23.3.30 H28.3.28	1 棄却	28不再15 H28.4.5 R5.2.6	労 1 棄却
4	J事件	28不86 H28.12.12 R2.3.26	2 棄却	2不再15 R2.4.3 R5.12.22	労 2 棄却
5	A事件	31不25 H31.3.25 R3.3.11	2・3 一部救済	3不再9 R3.3.22 R5.2.13	使 2 和解認定
6	K事件	元不44 R1.6.3 R3.3.11	2・3 全部救済	3不再10 R3.3.22 R5.3.13	使 2・3 和解認定
7	J事件 (分離命令)	29不30 H29.4.18 R3.3.25	1 棄却	3不再11 R3.4.5 係属中	労 1
8	D事件	31不6 H31.1.30 R3.4.8	1・2・3 棄却	3不再13 R3.4.19 R5.4.24	労 1・2・3 和解認定
9	A事件	31不5 H31.1.29 R3.6.30	2 全部救済	3不再19 R3.7.13 係属中	使 2

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
10	W事件	30不46 H30.6.26 R3.7.8	2 棄却	3不再21 R3.7.19 R5.7.6	労 2 和解認定
11	N事件	2不25 R2.2.10 R3.8.18	2 一部救済	3不再30 R3.8.25 係属中	使 2
12	J事件	元不82 H31.1.11 R3.9.16	3 全部救済	3不再35 R3.9.29 R5.2.16	使 3 全部変更
13	S事件	元不33 R1.5.15 R3.9.29	1・2・3 一部救済	3不再36 R3.9.30 R5.9.21	労 1・2・3 棄却
14				3不再40 R3.10.13 R5.9.21	使 2 棄却
15	N事件 (再雇用団交)	元不48 R1.6.20 R3.9.29	2 棄却	3不再39 R3.10.12 R5.7.11	労 2 棄却
16	N事件	30不44 H30.6.19 R3.11.10	2・3 一部救済	3不再43 R3.11.17 R5.2.20	使 2 和解認定
17	K事件	29不87 H29.11.28 R3.11.10	1・2・3 棄却	3不再44 R3.11.24 係属中	労 1・2・3
18	N事件	元不39 R1.5.27 R3.11.24	2 棄却	3不再45 R3.12.6 R5.2.3	労 2 和解認定
19	A事件	31不11 H31.2.12 R3.12.9	3 全部救済	3不再48 R3.12.13 R5.1.16	使 3 和解認定

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
20	N事件 (旧 T事件)	2 不52 R2. 6. 9 R4. 2. 28	2 全部救済	4 不再4 R4. 3. 2 R5. 8. 8	使 2 一部変更
21	D事件	元不42 R1. 5. 29 R4. 3. 30	3 一部救済	4 不再13 R4. 4. 12 係属中	使 3
22				4 不再14 R4. 4. 12 係属中	労 3
23	U事件	29不31 30不10 H29. 4. 24 H30. 2. 8 R4. 4. 14	1・3 棄却	4 不再18 R4. 4. 26 係属中	労 1・3
24	N事件	2 不43 R2. 5. 8 R4. 5. 9	1・3 一部救済	4 不再19 R4. 6. 2 R5. 9. 13	使 1 和解認定
25	O事件	元不54 R1. 7. 5 R4. 5. 26	1・2・3 一部救済	4 不再24 R4. 6. 8 係属中	使 1・2・3
26	T事件	2 不55 R2. 6. 16 R4. 6. 9	2 棄却	4 不再27 R4. 6. 20 R5. 1. 6	労 2 取下
27	T事件	2 不40 3 不27 R2. 4. 20 R3. 4. 2 R4. 8. 24	1・2・3 一部救済	4 不再34 R4. 9. 5 係属中	労 1・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
28	U事件	2不24 R2. 3. 16 R4. 10. 20	2 全部救済	4不再37 R4. 12. 7 係属中	使 2
29	Y事件	2不77 R2. 8. 19 R4. 12. 7	2・3 全部救済	4不再41 R4. 12. 15 R5. 6. 8	使 2・3 和解認定
30	A事件	30不31 H30. 4. 12 R4. 12. 7	1・3 一部救済	4不再42 R4. 12. 20 係属中	労 1・3

(2) 令和5年の申立事件 (19件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	F 事件	3 不60 R3. 8. 23 R5. 1. 26	1・2・3 一部救済	5 不再4 R5. 2. 8 係属中	労 1・3
2	A 事件	3 不23 R2. 3. 29 R5. 3. 14	1・3 一部救済	5 不再10 R5. 3. 24 係属中	労 1・3
3				5 不再11 R5. 3. 28 係属中	使 1・3
4	S 事件	4 不26 R4. 4. 22 R5. 4. 14	2 却下	5 不再15 R5. 4. 15 R5. 10. 19	労 2 棄却
5	J 事件	29不30 H29. 4. 18 R5. 5. 31	2・3 全部救済	5 不再18 R5. 6. 13 係属中	使 2・3
6	Y 事件	2 不80 R2. 9. 1 R5. 6. 1	1 一部救済	5 不再16 R5. 6. 7 係属中	使 1
7				5 不再19 R5. 6. 14 係属中	労 1
8	J 事件	2 不110 R2. 12. 21 R5. 6. 7	1・3 全部救済	5 不再17 R5. 6. 9 係属中	使 1・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	K事件	2不53 R2.6.11 R5.6.30	2 一部救済	5不再21 R5.7.13 係属中	労 2
10	T事件	31不4 H31.1.24 R5.7.11	1・2・3 棄却	5不再22 R5.7.19 係属中	労 1・2・3
11	U事件	3不3 R3.1.12 R5.9.7	1・3 全部救済	5不再30 R5.9.19 係属中	使 1・3
12	N事件	3不35 R5.5.7 R5.10.12	2 棄却	3不再35 R5.10.23 係属中	労 2
13	N事件	2不8 R2.1.31 R5.11.11	1・2・3 一部救済	5不再35 R5.11.7 係属中	使 1・3
14	S事件	3不71 R3.10.4 R5.11.8	2・3 一部救済	5不再36 R5.11.24 係属中	労 2・3
15	W事件	2不107 R2.12.14	2・3 一部救済	5不再38 R5.11.27 係属中	使 2
16		R5.11.14		5不再39 R5.11.28 係属中	労 3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
17	S 事件	元不87 R1. 11. 27	1・2・3 一部救済	5 不再41 R5. 12. 7 係属中	使 1・3
18		R5. 11. 29		5 不再43 R5. 12. 13 係属中	労 2
19	R 事件	4 不14 R4. 3. 11 R5. 12. 13	2 棄却	5 不再45 R5. 12. 19 係属中	労 2